

伯耆町森林整備計画

鳥取県

伯耆町

縦覧用  
自 令和8年3月16日  
至 令和8年4月13日

## 伯耆町森林整備計画

計画期間 { 自 令和7年4月1日  
至 令和17年3月31日

令和7年3月17日  
(令和8年〇月〇〇日一部改正)

鳥 取 県

伯 耆 町



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	10
3	その他必要な事項	10
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4	森林の経営管理制度の活用に関する事項	11
5	その他必要な事項	11
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	11
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 1
4	その他必要な事項	1 2
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 2
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 2
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 2
3	作業路網の整備に関する事項	1 2
4	その他必要な事項	1 4
第8	その他必要な事項	1 4
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 4
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 4
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 5
Ⅲ	森林の保護に関する事項	1 5
第1	鳥獣害の防止に関する事項	1 5
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 5
2	その他必要な事項	1 6
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	1 6
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 6
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 6
3	林野火災の予防の方法	1 6
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 6
5	その他必要な事項	1 6
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	1 7
1	保健機能森林の区域	1 7
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	1 7
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 7
4	その他必要な事項	1 7
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	1 7
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 7
2	生活環境の整備に関する事項	1 8
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 8
5	住民参加による森林の整備に関する事項	1 8
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	1 8
7	その他必要な事項	1 8

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は鳥取県の西南部に位置し、東には別名伯耆富士とよばれる大山がそびえている。この大山山麓は国立公園に指定されており、また、町中央部には南北に県内三大河川の一つである日野川が流れている。

本町の総面積は13,945haであり、森林面積は9,631haで総面積の69%を占めている。民有林面積は8,679haで森林面積の約9割を占め、そのうち人工林の面積は3,691haで人工林率41%となっている。この本町の約7割を占める森林は、水資源の確保や山地災害の防止、地球温暖化現象の緩和など生活に密着した非常に重要な役割を果たしており、これらの機能をさらに発揮させるために適切な森林整備を推進することが重要である。

しかしながら、国産材需要の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等の森林整備が適正に実施されていない森林が増加している。このため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に間伐、保育などの森林整備を積極的に進め、その基盤となる路網を推進する。更に今後は近年の国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、森林組合等による施業の実施体制の整備、森林組合又は林業関連事業体の育成、関連施策の積極的活動等を図り森林整備の目標達成に努める。

また、近年の松くい虫により伐期前の松枯れ被害が目立っており、松くい虫防除及び樹種転換など総合的な林業施策により森林を守る必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の持つ多面的機能（注1）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図る。

#### （1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、湖害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

注2：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注3：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

さらに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

具体的には、伯耆町の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、伯耆町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢のおおむね2倍程度以上を目安とすること。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
伯耆町全域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整備第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

#### ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保護樹帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発

揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため10月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級(cm)
伯耆町全域	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

#### イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下(伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下)を基準とする。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種は、下記に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部(南斜面の乾燥した土壌を除く。)、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定する。

区 分	樹 種 名		備 考
	針 葉 樹	広 葉 樹	
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、キハダ等	

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、下記に示す植栽本数を基礎として、既住の植栽本数及び施業体系を勘案して決定するものとする。

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	1, 5 0 0	
ヒノキ	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	1, 5 0 0	
マツ	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	1, 5 0 0	
広葉樹	中仕立て	4, 0 0 0	

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は伯耆町の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

### イ その他人工造林の方法

人工造林は下記に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p>
植付けの方法	<p>苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また、秋植えにおいては苗木の生長が終わるころに行う。</p> <p>気候その他の自然条件及び既住の植え付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。</p>
樹下植栽の標準的方法	<p>複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。</p>

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定めている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年

以内に造林を行うこととする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新対象樹種	アカマツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、キハダ等

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、ブナ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、キハダ等	「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による

#### イ 天然更新の標準的な方法

##### 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を 1 株あたり 2 本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲約 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況等の観点から、天然更新が期待できない森林については、伯耆町森林整備計画においてその基準を定め、植栽により適確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種は、下記に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定する。

区 分	樹 種 名		備 考
	針 葉 樹	広 葉 樹	
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、キハダ等	

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れたものの導入や少花粉スギ等花粉症対策に資する苗木の導入を検討するよう努めることとする。

###### イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種	アカマツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、キハダ等

##### (2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新する。

#### 5 その他必要な事項

特になし

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であることから、適切な時期及び方法により積極的に推進することとする。

##### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が10分の8以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を

基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

（注）ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	つる切							←	△	→		←	△	→					
ヒノキ	除伐									←	○	→		←	△	→			
	鬻こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○	→	←		△	→

（注）△は必要に応じて実行する。

下刈りの実施時期については、樹種の生育状況や植生の種類、植生高により判断するものとし、状況に応じて下刈りの回数を削減、実施期間の短縮ができるものとする。

町内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

## 3 その他必要な事項

特になし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し定める。

（1）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源かん養維持増進森林という。）

## ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

## イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

### 【伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ コナラ	その他広
伯耆町	50年	55年	45年	55年	20年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養維持増進森林以外の森林

## ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林等。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

## イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林

は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

アの①～③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林日を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
伯耆町	64年	72年	56年	72年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受委託等に必要な情報の提供、助言及びあつせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

### 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

### 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあつては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の

共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項  
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(単位 m/h a)

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘案し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5 カ年 の計 画箇 所	備考
開設	自動車道	林道	伯耆町	芳谷	0.6km - 1箇所	182ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	二子	1.5km - 1箇所	139ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	熊谷	1.5km - 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	鬼住山	0.7km - 1箇所	195ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	下代	1.3km - 1箇所	102ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	焼杉下代	2.5km - 1箇所	140ha		森林管理道
拡張	舗装		伯耆町	越敷野原	1.1km - 1箇所	38ha		その他
拡張	改良		伯耆町	中祖高丸	2.4km - 1箇所	76ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	中祖高丸	2.4km - 1箇所	76ha		その他
拡張	改良		伯耆町	丸山上ノ原	0.5km - 1箇所	60ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	芳谷	1.8km - 1箇所	182ha		その他
拡張	改良		伯耆町	二子	1.0km - 1箇所	139ha		その他
拡張	改良		伯耆町	鬼住山	2.0km - 1箇所	195ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	鬼住山	2.0km - 1箇所	195ha		その他
拡張	改良		伯耆町	根雨原	2.0km - 1箇所	56ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	根雨原	2.0km - 1箇所	56ha		その他
拡張	改良		伯耆町	郷原	0.02km - 1箇所	82ha		その他
拡張	改良		伯耆町	田代	0.01km - 1箇所	302ha		その他
拡張	改良		伯耆町	日野金城	0.22km - 1箇所	62ha		その他
拡張	改良		伯耆町	鎌倉山	0.1km - 1箇所	95ha	○	幹線

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項 特になし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は、経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コスト及び労働強度の低減を図ることとする。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

##### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

###### ア 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

###### イ 林業後継者等の育成

林業後継者については、労働条件の厳しさや収入の不安定により現状では期待できないため、森林組合への期待が非常に大きい。

県内外の木材市況の動向把握に努め、情報提供するとともに、木材消費の開拓について検討することとし、林業経営の魅力を高めるように努めることとする。

また、各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

##### (3) 林業事業体の体質強化方策

林業事業体の体質強化については、林業における重要な役割を果たしている森林組合の施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

##### (1) 林業機械化の促進方向

林業労働者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業の機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形や樹種等に対応した機械の導入を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状	将来
伐倒 造材 集材	日野川流域	チェンソー 林内作業車 グラップル スイングヤーダ プロセッサ	高性能大型架線系 (タワーヤーダ、ハーベスタ)
造林 保育等	地拵え、下刈り	人力、チェンソー、刈払機	チェンソー、刈払機
	枝打ち	人力、枝打機	リモコン自動枝打機、背負い式枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図るため、以下のとおりに推進する。

- ① 森林組合によるタワーヤーダー、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを養成するため、県の実施する研修会への積極的参加。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。

このため、間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めることとする。また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

特用林産物のうち本町の特産品であるシイタケについては、二部、日光地区において生産が積極的に行われているが、いずれも小規模であり、原木ほだ木の安定供給、経営共同合理化及び品質の向上、直売も含めた販路の拡大に努め生産振興を図る。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととし、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携し実施することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等を行う。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等

の銃器による捕獲等の実施を行う。

## 2 その他必要な事項

特になし

## 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

なお、森林被害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

#### (2) その他

特になし

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

### 3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、伯耆町林野等の火入れに関する条例に則し行うものとする。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

#### (2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
丸山 1803-286	(岸本) 5-A	44.47	28.90	15.57				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業・特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施する。
保育	利用者が快適に散策等を行なえるよう適度な林内照度を維持するため、間伐・保育等の施業を実施する。
伐採	景観に配慮し不要木の伐採は必要最小限にとどめる。
その他	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	16	
ヒノキ	15	
マツ	15	
その他広葉樹	6	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、別表3のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

丸山地区は、森林とのふれあいの場として平成2年度から平成4年度にかけて生活環境保全林が整備されており、平成10年度にはキャンプ場を造成し、散策などを楽しむことができる。

また、平成8年度にオープンした大山ガーデンプレイスでは地元の農林産物が販売されており、都市との交流が図られている。これらの施設等を活用して地域の活性化を推進する。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
生活環境保全林 (ふれあいの森)	丸山	面 積 34.75ha キャンプ場 炊事棟 1棟 トイレ 1棟 管理棟 1棟 駐車場 12台			△ <sub>1</sub>
大山ガーデンプレイス (交流センター)	丸山	展示交流室 交流広場等			△ <sub>2</sub>
交流の森	丸山	遊歩道			△ <sub>3</sub>

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

自然の大切さと森林への愛着を育むために住民に対する森林、林業体験学習を行うと共に、本町の特産物である「しいたけ」の普及拡大のために小学生を対象とした植菌学習会を実施する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町の中心を流れる日野川は、その周辺及び下流域の市町村の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、近隣市町村と連携して森林保全活動を広域的に推進する。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし

7 その他必要な事項

特になし

【別表1】

区 分		森林の区域 (林班)	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～17、18A～C、143～154、155A～DGH、156～166ABDE、167～172AF、173～178、 <del>182-8-3</del> ～185AE、186A、187A、189ABD～G、190AC～F、191B～F、192AC～F、193、194、195H、196EG～J、197、198A～DG、199、200AC、201、202、203AC、204BD、205ABC、206A～EGH、207A～E、208～212、213A、215、216A、219D、220～223、225～227	5,049.48 <del>4,975.78</del>
		●以下の森林の図1に示す区域以外 166C、172B～E、179～ <del>181-1-8-2</del> 、185B、186BCD、187B、188、189C、190B、191A、192B、195A～GI、196A～DF、198EH、200BD、203B、204ACE、205D～H、206F、207FG、213BC、214、216B、217、218、219ABC、224AB	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18D～F、19～30、101～116、117A～C、118～120、121B～G、122～142、185CD、198F	3,610.24 <del>3,683.94</del>
		●以下の森林の図1に示す区域 166C、172B～E、179～ <del>181-1-8-2</del> 、185B、186BCD、187B、188、189C、190B、191A、192B、195A～GI、196A～DF、198EH、200BD、203B、204ACE、205D～H、206F、207FG、213BC、214、216B、217、218、219ABC、224	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1AC~F、2ABC FG、3B~HMNO、4A~HJ、5、6AB、7AG、8A~GIKL、9A~DIK、10AC~H、11BCDFGIJK、12AC~F、13A~FHIJM~Q、14CEFGK、15A~LN、16ABDEGHJKPQSTU、17BGH、18C~F、19AF~I、20、21A、22A~DFIM~PS、23DEFH~L、24AE~IKLNQ、25A~HJ、26CD、27A~N、28BDF~M、29A~F、30DEFI、101ABC、103A~DF~J、104AD~G、105B~I、106ABI、107BEFG、108A、109CF~J110A~E、111B~F、112、113、114BCD、115B~G、116、117ABDE、118ABCEFH、119ABDFIJ、120CD、121AD、122F、123、124A~F、126E、127ABDE、128B~H、129AC~F、130、131A~CE、132AC、133、136、137BCD、138A~DFGH、139M、141ABH、142C~F、143~147、148ABC、149ABC、150、151、152A、153A、154ABCE、155ABCH、156ABDEF、157C~G、159ABCEGIK、160AE~I、161ABF、162ACD、163BCD、165D、166DE、167、169AB、170C、171CE~H、172E、173ABCHI、174A、176BCD、181、184AB、186A、188、189A、191A~DF、192ADEF、193A、194ABCEF、195B~EGHI、196AB、197A、200CD、207G、209B、210~212、213AC、214A、216B、217B、219BCD、220~223、224A、225BC、226ABC</p>	<p>4,723.61</p>
<p>特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>3B~HMNO、4B~HJ、5、8BEFK、10D~H、11CIJK、12AC~F、13EFMNO、14EF、15C~L、16DSTU、143A、144AC、146、147、149ABC、150EF、160AE~I、220BC、221、222、223</p>	<p>948.34</p>

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域 (林班)	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1～17、18A～C、143～154、155A～DGH、156～166ABDE、167～172AF、173～178、 <del>182</del> <del>183</del> ～185AE、186A、187A、189ABD～G、190AC～F、191B～F、192AC～F、193、194、195H、196EG～J、197、198A～DG、199、200AC、201、202、203AC、204BD、205ABC、206A～EGH、207A～E、208～212、213A、215、216A、219D、220～223、225～227	5,049.48 <del>4,975.78</del>
		●以下の森林の図1に示す区域以外 166C、172B～E、179～ <del>181</del> <del>182</del> 、185B、186BCD、187B、188、189C、190B、191A、192B、195A～GI、196A～DF、198EH、200BD、203B、204ACE、205D～H、206F、207FG、213BC、214、216B、217、218、219ABC、224AB	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長期伐期を推進すべき森林	18D～F、19～30、101～116、117A～C、118～120、121B～G、122～142、185CD、198F	3,610.24 <del>3,683.94</del>
		●以下の森林の図1に示す区域 166C、172B～E、179～ <del>181</del> <del>182</del> 、185B、186BCD、187B、188、189C、190B、191A、192B、195A～GI、196A～DF、198EH、200BD、203B、204ACE、205D～H、206F、207FG、213BC、214、216B、217、218、219ABC、224	
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

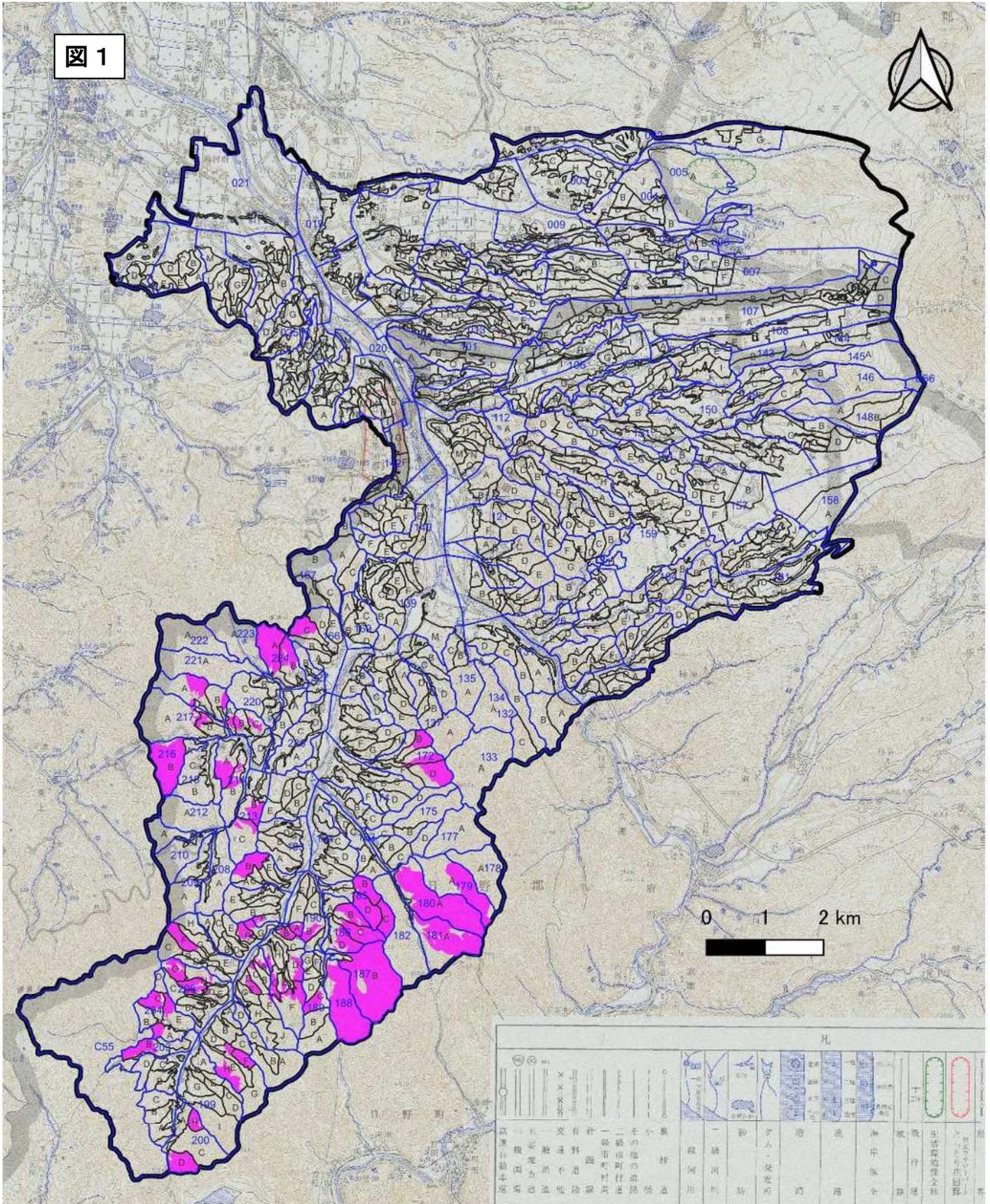
【別表3】

区域	林班	区域面積 (ha)	大字
1	1、9、10、11、12、15	275.32	須村、大原、真野、番原
2	2、3、4、5	313.68	丸山
3	6、7、8	172.20	小林
4	13、14、16、17、18、19	214.15	清原、久古、福岡原、口別所、吉定、岸本
5	20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30	477.96	上細見、大殿、小野、小町、坂長、岩屋谷
6	101、102、103	144.52	上野
7	104、105、106、107	337.65	金屋谷
8	108、109、110、111	189.16	岩立
9	112、113、114、115、116、117、118	322.73	大倉
10	119	81.63	長山
11	120、121	114.78	谷川
12	122、123、124、125	181.01	宮原
13	126、127、128、129	187.84	白水、根雨原
15	130、131、132、133、134、135	410.99	莊
16	136、137、138	194.76	父原
17	139	89.00	古市
18	140、141、142	148.55	宇代
19	143、144、145、146、147、148、149、150	463.69	大内
20	151、152、153、154	186.11	添谷
21	155、156、157	183.48	福兼
22	159	102.83	富江
23	158、160	101.20	福兼、大瀧
24	161	71.88	栃原
25	162、163、164、165	143.88	大坂
26	166、167、168、169、170	221.75	三部
27	171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183	820.62	二部
28	184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194	659.18	畑池
29	195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207	866.39	福岡
30	208、209、210、211、212	234.60	焼杉
31	213、214、215、216、217、218、219	376.48	福居
32	220、221、222、223、224、225	317.08	船越
33	226、227	73.95	福島、福吉





図 1



別表 1 及び別表 2 関連の区域